ARAKUSA



名古屋法律事務所 友の会ニュース 2022.1 2 1 NO.1 2 1

おかげさまで 40 居 年



姓隼

40周年を迎えて

戸籍上も自分らしく! 「俺裁判」開始

解雇無効の勝訴確定! 復職をかちとるまで闘い続ける

ヤミナー

自筆証書遺言で 遺言執行者に指定されたら 相続の準備はできていますか?

弁護士 加藤 美代

名古屋事務所に入所して34年に、みなと事務所を開所して8年になりました。おかげさまで忙しい毎日を過ごしています。これからも、まだまだ地域に根ざした法律事務所としてやりたいこともやれることもあると考えます。そして、皆様が人

権を求めて集えるような法律事務所になりたいと考えています。少々疲れて来ていますが、皆様に必要とされる事務所となる夢をもって、所員と一緒に精一杯頑張ります。



弁護士 酒井 寛

今年は、当事務所が40周年を迎えます。私自身は、入所してから11年目の年になります。事務所の歴史の4分の1に関わることができたことになりま



す。10年間、事件処理やその他の諸活動において考え、悩んだ成果を事務所の発展のために還元し、ひいては益々皆様のお役に立てるよう、今後も一歩ずつ歩んで行きたいと思います。

弁護士 水谷 陽子

2020年7月に当事務所へ移籍し、1年半です。私 は高校時代の2006年頃に名駅前の河合塾に通っ ていたので、移籍してきてまず驚いたのは名駅前

の景色の変化です。高校時代にはいなかった「ぴよりん」なるひよこの流行にもびっくり。風景や文化が変わる中で当事務所への信頼が変わらず豊かに発展するよう、頑張ります。



弁護士 松本 篤周

設立翌年に入所した私は、事務所とほぼ同じ歴史を歩んできました。入所当時を振り返ると、中曽根内閣のもと「日本列島不沈空母化」などの軍事強化の危機が進行しつつも、まだ小選挙区制も消費税も健康保険本人負担も、派遣労

働すら無かったのです。頑張ってきたつもりですが、40年間で社会状況は良くなるどころか、今や改憲の危機すら迫っています。まだまだ頑張らなくては。



弁護士 吉川 哲治

新人弁護士として入所したのは今から約16年前ですから、事務所の歴史の4割近くに関わらせていただいたことになりますが、そのころ以上に



事務所の名前と歴史の重みを感じております。今後も地域に根ざす法律事務所・かかりつけの法律事務所という理念を体現できるよう、微力ながら力を尽くしていく所存です。

弁護士 小宮 千歩

今年4月1日、罪を犯した18歳と19歳の特定少年について、家庭裁判所から検察官に逆送される対象犯罪が拡大される等、より成人に近い扱いをする改正

少年法が施行されます。少年犯罪が凶 悪化しているデータはないにもかかわ らず、改正少年法を施行する必要性に 大いなる疑問を感じつつ、今年も引き 続き少年事件に関わっていきたいです。



事務局員一同

弁護士法人名古屋法律事務所

税理士法人なごや経理



弁護士 樽井 直樹

弁護士として活動を始めて20年になりました。 創設40年を迎える当事務所の半分の歴史をとも に歩んできたことになります。自分ではまだまだ

若手だと思っているのですが、中堅の域に達しています。改めて「困っている方の力になりたい」という初心に立ち返り、法律家として一つひとつの事件に取り組んでいきたいと思います。



弁護士 兼松 洋子

新人弁護士として迎えた15周年から、気づけば25年。事務所とともに歩んだ年数は所員の中で上から数えて5本の指に。様々な出会いがあり、

貴重な経験をさせていただいてきました。事務所を支えて下さる方々への感謝、事務所を頼りにして下さる方々への責任を、常に忘れずこれからも頑張ります。



弁護士 中川 亜美

今年で入所7年目になります。私が弁護士を志すきつかけとなった名張毒ぶどう酒事件は、昨年事件発生60年を迎え、現在係属中の第10次再審



請求異議審はそろそろ大詰めを迎えることでしょう。今後も鋭い人権感覚を持ち、かつ皆様に信頼され、相談のしやすい「かかりつけ弁護士」でいられるよう日々研鑽してまいります。

弁護士 金井 英人

入所して9年目、みなと事務所に移籍してからは3 年目を迎えます。経験を積むほどに地域とのつなが



りを感じながらも、まだまだ法律事務 所の敷居は高いようです。その敷居を またいでくださった友の会の皆様とと もに、より身近な法律事務所を目指し て、この先も時を重ねてゆきたいです。

税理士 西村 匡史

1997年に事務所に入所、働きながら勉強し、 2015年に税理士登録して同年に税理士法人なご や経理を立ち上げました。こうして税理士となれた のも、事務所所員や友の会の幹事さん、顧問先の 方々から励まされたからです。残念なのは、藤井繁 弁護士ご夫妻、阪本貞一弁護士ご夫妻、幹事だった

福山義臣さん、幹事で顧問先・山本計 装の山本雅子さんに、税理士になった 姿を見せられなかったことです。今後 も納税者の方を助け、多くの企業の発 展に、力を尽くしていきます。



税理士 丸山 良恵

名古屋法律事務所会計センターに入所して25年超。ここで2年間の実務経験を積んで税理士登録をしました。その後西村税理士誕生とともに税

理士法人なごや経理を立ち上げ7年目。すべて周りの方たちの叱咤激励とサポートのおかげです。今後も感謝の気持ちを忘れずに、また、これからは体と相談しながら頑張ります。



税理士 小鹿 啓子

「40年」の重みを感じつつ、諸先輩方に尊敬の念です。今は古きを重んじ変化することが問われる時代。 個人的には昨年「クラウド・ファンディング」に初参加



しました。本業激減の若手社員が社内 で新事業開拓を目指す企画、その挑戦 に心打たれました。当方もまずは仕組 みの理解から…。何事も吟味しつつ柔 軟さを忘れず前進していきたいです。

事務局長 徳永 真由美

2年前、初代事務局長の故雑賀さんとお会いした際「名古屋法律は良い事務所だから」とおっしゃっていたことが忘れられません。今後益々、



改憲の動きが活発になってくると思います。憲法を守る事務所として、諸 先輩方が長い年月をかけて築き上げてきたものを守り、さらに発展させていくために頑張ります。

1982~

90年 友の会バス旅行



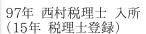
92年 創立10周年パーティ



94年 名古屋南部大気汚染公害訴訟



96年 丸山税理士 入所 (99年 税理士登録)











1990~



82年 あらくさ創刊

82年 名古屋法律事務所 設立パーティー 故藤井繁弁護士 森山文昭弁護士



83年 松本弁護士 入所 88年 加藤弁護士 入所





11

98年 名古屋法律事務所 2階に移転



88年 会計センター併設 (現 なごや経理)



15年 なごや経理設立 (19年 なごや経理3階に移転)



14年 みなと事務所設立





01年 樽井弁護士 入所



06年 吉川弁護士 入所



16年 小宮弁護士 入所



11年 酒井弁護士 入所



17年 小鹿税理士 入所



14年 金井弁護士 入所



20年 水谷弁護士 入所



15年 中川弁護士 入所





07年 原爆症認定訴訟





18年 安保法制違憲訴訟



11年 あらくさ100号



2000~

法律講座·税金講座





20年 本部事務所リニューアル 19年 みなと事務所5周年パーティー 17年 創立35周年パーティー



これからもみなさまと歩み続けます

友の会 幹事さんよりお祝いの言葉

か to 人 生 を 友 **ത** 슰 2 2 ŧ

友の会 事務局長 石原

行では楽しい体験もさせていただき、いろんな た。法律講座では沢山のことを学び、バス旅 かげで展覧会にも出品することができまし まいました。絵画同好会では、伊藤明先生のお に幹事となり、さらに事務局長に上り詰めてし グと様々なイベントに参加させていただき、つ 知り友の会の会員になりました。その後、バス旅行、登山、ハイキン ていただいたときからはじまります。ある時、絵画同好会があると 会いはいつの総会だったか、劇団ニュースペーパーに大爆笑させ さん(元友の会会長)の裁判からだったと思います。友の会との出 私が名古屋法律事務所と初めて出会ったのは丸紅の故吉田昴弘

意味で成長させてくれる友の会です

憲法を生かし、護るたたかいを 市民とともに

意義と今後のたたか!

友の会会長 牧野 浩

名古屋法律事務所友の会ができて40周年を迎え、歴史の 節目となりました。そのうちの30年ぐらいしか経験していませ んが、やはり憲法のことがとても心配です。友の会の憲法講 座では、日本の大企業や富裕層を優遇した不公平税制を正 すことの重要性をお話ししましたが、それ以外にも労働法制 やジェンダー平等など正すべき現実が多々あり、憲法の理想 が解釈改憲により捻じ曲げられている現状に憂慮していま

す。さらには解釈改憲にとどまらず、実質 改憲を目指そうとする動きが加速してお り、それを押し止めるたたかいが大切 になっています。名古屋法律事務所友 の会は今後も憲法を生かし、憲法を護 るたたかいを市民とともに担っていきた いと思います。

い、頼りになる、心から安心できる、そんな法



友の会副会長 植村 寛郎

名古屋法律事務所創立40周年おめでとうございま す。私は事務所が開設された当事、少数組合の全国鉄 動力車労働組合(略称・全動労)名古屋地方本部の書 記長をしていました。当局は団体交渉で正論を主張して も会社派組合を優先、不当な差別を行ってきました。事 務所との関わりは国鉄「分割・民営化」の際、「人活セン ター」事件、スト代替拒否事件、JR貨物の55歳賃金減 額訴訟、嘱託採用差別事件の4つの事件において、十 分な費用も支払わずお世話に。

友の会では幹事をやらせて頂き、江南9条の会や年 金者の会などの学習会に講師を派遣して頂きありがた

く思っています。コロナ禍で非正規 雇用者が解雇され、多くの若者が 明日の食事にも事欠く格差社会 は異常です。誰もが気安く相談 に来て、人権と権利、平和・民主 主義を守る事務所として引き続き 奮闘されることを祈念します。



求・相談に乗り、アドバイスを送れる、親切、優 事務所として何を担うべきか。多様な市民の要 なってきました。さらに次への10年、名古屋法律 である程度敷居の低い気軽に相談できる事務所と 護士に相談する、それは個々人にとって大事件が生じた時に真っ青 私たちの暮らしの中で弁護士は遠い存在でした。弁

相談する」。これが私たちの法律事務所に対するイメージでした。 人との日照・境界問題、交通事故など。名古屋法律事務所は、この40年 になって,かけこむ。ところでした。「資産家がもめにもめて弁護士に 身近で気軽にもめ事、心配事を相談できる、大家ともめている、隣

太田 義郎

身

近

で

頼

ħ

3

法

律 事

務

所

申立後の記者会見の様子 (左から3人目 水谷弁護士、4人目 申立人)

CASE REPORT

性別を移行する生き方

立てを行いました。 |の性別変更審判を求める申 2021年10月、トランス男

期からそのことに違和感や苦 生』で上戸彩さんがトランス ではドラマ『3年B組金八先 痛をもち続けていました。日本 られた性別は女性ですが、幼少 ジェンダーの生徒役を演じた 申立人は、出生時に割り当て

ことをきっかけに「性同

は」と気づいたそうです。 た違和感も同じなので でしょう。申立人も、こ する治療や胸腺除去手 0) け 同 自 言葉)を知った方も多い る際に使用されてきた 、医学的に診断名をつけ ドラマをきっかけに その後、申立人は「性 . 男性ホルモンを投与 分が昔から抱き続け 性障害」と診断を受 障害」という言葉

オペなしで! 戸籍上も 「俺」になりたい裁判

手術を強いる現行法 として暮らしています 術を経て、今では社会的に男性

きません。 す。申立人には女性のパー 様々な手続きで不便が生じま 表記は「女性」だと、日常生活 は同性どうしのため結婚もで ナーがいますが、戸籍の表記上 のに戸籍や公的書類での性別 社会的に男性と認識され

的 内臓を摘出するわけですから 侵害するものです。要件が違憲 ことは、憲法が保障する人権を 心身への負担や、経済的、時間 せん。疾患があるわけでもない る手術を受けなければいけま 生殖腺(体内の卵巣)を除去す 変更するためには、現行法上は (判に挑んでいます。ぜひご支 :効であることを主張し、この こうした手術を要件とする な負担は大変なものです。 しかし、戸籍上の性別表記を

をかち 無効 とるま



水谷 陽子

弁護士

長年にわたり事務局長として 018年12月に、 この社団法人は、

超える事項をあげつらい の交付を求めたところ、 スをもとに、 は経理担当の事務局員を解雇 者を突然解雇し、翌年2月に 法人の業務を担っていた労働 しました。私たちのアドバイ の理由としてきました。 それぞれについて20個を 解雇理由通知書 法 解

い抜いた末の勝利

きな苦労をされました。このよ

、な仮処分の運用には大きな

分を提起、さらに解雇無効、解 全、賃金の仮払いを求める仮処 以 降の賃金の支払いを求 屋された労働者は、地位保

援ください。

続ける

る本訴を提起しました。仮処分

判決が確定しました。 で、解雇を無効とする 次いで解雇された事件 を中心となって担って 理由なき解 いた事務局員2名が相 く公益社団法人で業務 名古屋市に本拠を置

効とし、控訴審では賃金支払

裁判をふりかえって の範囲も拡大しました。 れていたのですが、本訴にお において、解雇が無効と評価さ

ても法人側は解雇に固執しま

した。一審、二審とも解雇を

居の親に収入があることを理 が少額しか認められず、また同 とされることは当然でした。し 事務局職員を嫌悪し、横暴な業 た方もおられ、当事者の方は大 由に仮払いが認められなかっ かし、仮処分では、賃金の仮払 案でした。そのため、解雇が無効 のを解雇するという乱暴な事 務命令を繰り返し、従わないも 「事たちが、業務を担っている この事件は、法人の非常勤

職をかちとる闘いが続きます! 今後は、勝訴判決を力に完全復 疑問を抱かざるを得ません。

樽井 直樹

弁護士

法律講座

指定されたら 遺言執行者に 筆証書遺言で



寬

酒井

弁護士

今後どうすれば良いか教えて 指定すると書かれていました。 遺言書に自分を遺言執行者に ください 遺言書が発見され、その 死亡した親の自筆

筆証書遺言の場

れる)場合があります。しかし、

続人全員の署名押印を求めら た預金の払戻しに応じない(相

等の利害関係人に対して遺言 す。また、他の相続人や受遺者 する財産の引き渡しや不動産 に従って、相続人や受遺者に対 します。その後、遺言書の内容 結果をもとに財産目録を作成 て、遺産の内容を調査し、その 残高証明書を取り寄せる等し 執行者に就任した旨の通知を めの手続)をする必要がありま 確にして、偽造等を防止するた 検認の手続(遺言書の内容を明 します。さらに、金融機関から 名義変更を行います。以上が は、まず、家庭裁判所で ことをお勧め致します。 関と交渉することにより、払戻 ら、まずは、弁護士に相談する うな自筆証書遺言を発見した 必要でした)。そこで、上記のよ 月1日施行)により、遺言執行 として、遺言書の形式の不備の 正前は「やむを得ない事情」が ることが容易になりました(改 者が弁護士等に業務を委任す の点、民法改正(2019年7 チェックを行った上で金融機 弁護士が遺言執行者の代理人 しに応じることもあります。こ

し、自筆証書遺言については、 遺言執行の職務の概要です。但 税金講座

所有のバランスはいいですか?

中で感じた注意点をお話します。

に金融機関が遺言書に基づい る場合があり、また、そのため 形式に不備があって無効にな

見えます。 費用の支出に苦労される方が 相続となった時に、相続関係の 替えなどの支出もかさみ、いざ 支出が増え、また入居者の入れ 貸物件は古くなると修繕費の を購入される方がいますが、賃 らす為に、借入をして賃貸物件 が増えます。よく、相続税を減 産の名義変更など、何かとお金 葬儀費用、相続税の納付、不動 かかる事が多く、現金の支出 相続が起こると、それに伴う

されるのがよいでしょう。 証券、保険をバランスよく所有 できれば、預金、不動産、有価

されていますか? 通帳、証券類はきちんと保管

株券は特定口座などで管理

うにしておくとよいでしょう。

のお手伝いをさせていただいた 今回は、これまで相続税の申告 相続 できていますか?

> もノートなどに貼っておくと 費、各種税金の領収書、請求書 め、亡くなった後に支払う医療

後で振り返る際に役立ちます。

争続」にならないためにも

預金通帳はできれば10年以上 は保管してください はないと思いますが、繰越済の されていますから保管の必要

後、お子さん同士や兄弟で揉め

番多いのが、亡くなった

ることです。

生前にお子さん、お孫さんの

しょう。 書き込んでおいた方がよいで

に相談されることもひとつ

成等について弁護士や税理

方法です。

相続は悲しい事ですが、相続

元にならないよう、遺言書の 為に残された財産が、けんかの

た時は何に使ったかを通帳に

そして、大きな引き出しをし

でしょう。 等を通帳に書いておくとよい とか各種お祝い金、香典の支出 お子さん、お孫さんのお年玉だ のため、生活費に使ったとか、 年分まで遡って調査します。そ る方の通帳の履歴を過去約10 いて、亡くなった方、相続され 税務署は、相続税の調査にお

> ばならない事も多いのが現 手続、税務申告などやらなけ

理 実 ń

代などは領収書も併せて保存 フォーム代、家電の購入、病院 された方がよいでしょう。 高額の支出、例えば、家のリ

> ごや経理ま でお気軽に

ポートさせていただきます。

ご不明な点は税理士法人な

士が連携し、親切、丁寧に です。当事務所は、弁護士、税

イルし、相続される方にわかるよ また、保険証券もまとめてファ せ お問い合わ < だ

葬儀費用、病院代など

相続人の方も、葬儀代をはじ

西村 匡史

税理士

詳しくは

税理士法人なごや経理 _{税理士} 西村・丸山・小鹿 まで

TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

曹 周 年 寸

Ō 0

迎えました。 属する法律家の組織 |は記念すべき1 年、当事務所の弁護士も 00周年を 「自由

組んできました。 です。戦後、平和や労働 とたたかうために立ち 憲などさまざまな課題 けでなく、公害や貧困、原発、改 た法律家たちがつくっ 次々に弾圧される社会で、 得 戦争に反対する人 を求める労働者 々 恩に取り 闘問題だ た組織 たち Ĺ や 弾圧 権利 が が 0 み下さい。

詳細) る意見陳述につい されています。愛知の市民によ 判 では自衛隊イラク派遣 他にも、この愛知の 決を勝ち取った経験も掲)の真っ最中。 ても 取 詳 0) ŋ 違 細 組 載 憲

風に仕上げています。ぜひお 記載されています。 市民向けの読みやす 13 小 説

婚の自由をすべての人に ŋ 1 ح した同性婚の実現を求める「結 9 「俺裁判」(事件報告ペ と 現 9 在 0 0年 は、2019年に提 違 代の 法 性 訴 訟 を から 争 二訴 0 始 起 ま た

なお た。 でスピ しまし チ を 根 自由法曹団物語

です。

なんと私も執筆者

0)

G

В

Τ

住性

的

マ

イ

1)

ました。30テーマで市民の弁護 自由法曹団物語』が発刊され

1

のたたかいを記した読み物

だきました。

組みにつ

e V

て書

かせて

Vi

る差別 強く残

の尊厳と平等を求める取

東京都の

公共施設

が同

性愛

そうと呼

び

かけまし

た。 力を尽く

乗り

越えるため

0

ググル

ブ

0

使用を拒

んだ

からも頑張ります。

(弁護士·水谷陽子)

2021年 創立100周年を迎えた 自由法曹团

これからの 歴史

され 周年を記念したつど そして昨年10 ました。 私もオンライ 月に は 11 も開 1 0 催 0

記念誌、

、出版

昨年は100周

年を記念し、

自然の権利基金の活動紹介 募金支援へのお礼

ご支援ください 資料(旧HP) お問い合わち ●更新情報 ○ 2021/10/14 財団情報、最終情報、 ンパーを更新しました



「自然の権利」訴訟の原告:カンムリウムスズメとウミガメ



<連絡先> 一般社団法人 自然の権利基金 電話 052-459-1752 FAX 052-459-1751 http://www.f-rn.org/

本誌に同封しておりました「自然の権 利基金」のご案内の同封を終了させてい ただくことになりました。多くの有志の 方にいただいたご支援は、全国の自然保 護活動に役立たれています。ありがとう ございました。

同基金は、事務所や友の会が直接的に 関与する団体ではありませんが、自然保 護活動の重要性は増すばかりであるた め、私たちは、引き続き同基金に賛同し て参ります。

今後とも同基金へご支援いただく場 合は、左記事務局に対して個別に御連絡 いただきますようお願い申上げます。

(弁護士・中川亜美)



弁護士 小宮千歩 本部事務所への 異動のお知らせ

弁護士 小宮千歩は、昨年12月1日、みなと事務所から本部事務所へ 異動しました。今後は、本部事務所を拠点に、より一層地域の皆様へ の法的サービスを拡充して参ります。よろしくお願いいたします。



年代の方々

た。中には

一人で食堂に来たと が交流していまし

思われる子もいましたが、スタ

(弁護士·小宮千歩

を食べ、子どもと地域の幅広い

養満点の具だくさんのお料理

娘の代役を務める我が家のハムスター「きんくま」くん

第三子誕生の ご報告

ご報告が遅れましたが、昨年6月6日、三女(名 前は「愛桜」です)を授かりました。長女とは10歳、 二女とは8歳違いになります。3人とも花にまつ わる漢字が名前に含まれ(長女は「花」音、二女は 美「蘭」)、文字数も3字で共通しており、覚えて頂 きやすいかと思います。これで我が家は三姉妹と なった訳ですが、娘達が成人する頃には、今より もジェンダー平等が進み、娘達がその能力を十全 に発揮できるような社会になるよう、父親とし て、弁護士として、頑張っていきたいです。

(弁護士・吉川哲治)

た。 方が、このコロナ禍での悲惨 な現状について訴えていまし 者の方をはじめ様々な境遇の 外国人労働者の方や障がい 当事務所からは松本弁護

かけました。 つになった良い集会でした。 の実現を願う市民の想いが 平和と市民に寄り添う政 (事務局・河合達希

園にて9・19集会が 行動集会に 年9月19日白川公 ち総がかり

参加しました



開かれました。

新型コロナウイル

止し、 した。 らなければいけ での違憲訴訟の 憲訴訟について ないと強く訴え 法制を絶対に廃 取り組みを報告 スピーチをしま 士が安保法制違 改めて安保 全国各地 平和を守

笑顔いっぱい食堂

昨年11月13日、私が実行委員

らいました。 くれて、以下のような感想をも 河合さんが動画の撮影に来て として関わっている港区稲永 笑顔 笑顔いっぱい いっぱい食堂に所員の 食堂では、栄

として嬉しい限りです。 ŋ ふれる素敵な食堂でした」 前の通り、 が伝わったようで、実行委員 私達が目指している食堂作

とが大変印象的でした。 を終えて食堂から帰るみなさ もいませんでした。また、食事 んは本当に良い笑顔だったこ ッフの方がそういった子に対 て、「ひとりぼっち」の子は一人 して優しい声かけをされてい 笑顔いっぱい食堂 その名 みなさんの笑顔あ



終活セミナー

参加しました。

300名程度が集会に 感染対策で間隔を空け

主催 みなと医療生協「まちのリビングなないろ」



昨年10月17日、亀島駅近くの「まちのリビングなない ろ」において、終活セミナーが行われました。水谷弁護 士が講師を務め、私も参加しました。

参加者は28名で、密になるのを避け会場外までイス を出しての対応となりました。

水谷弁護士は、万が一のときの財産管理や遺産分け に備え、遺言書作成や成年後見制度をクイズも織り交 ぜて説明。楽しいセミナーになりました。「ひとりで悩ま ず、まずは弁護士にご相談ください」と案内し、セミナー 後は、個別の質問にも応対していました。

参加者の方からは「引き続きやってほしい」「もっとい ろんなこと(後見制度)を聞きたい」との声を頂き、関心 の高さを実感しました。こうした活動を通じて、中村地 域の高齢者のみなさまの不安を少しでも和らげられた らと思っています。来てくださった組合員の皆さまも喜 んでくださり、次回の開催も楽しみにされていました。

(事務局長・徳永真由美)

TOMONOKAI

第 40

占古屋法律事務所友の会総会

記念講演

ホントに『憲法』かえちゃっていいの?

「アベ・スガ」去っても変わらない

一人ひとりが尊重される 社会を求めて~

2022

4.23/±

【第1部】

友の会総会・40周年 特別企画 午後1:00~2:20(受付は午後0:30~)

【第1部】

記念講演

午後2:30~4:30(受付は午後2:00~)

会場:

ウインクあいち 5F小ホール1

参加無料 完全予約制

会場定員 / 先着**【00**名

お申込みは TEL 又は メールから▶

TEL 052-451-7746 tomonokai40@nagoyalaw.com 定員になり次第、締め切ります

記念講演のみ オンラインでの視聴 / 先着 1 0 0 名

オンラインの 申込方法は 下記に記載

Zoomウェビナ-申し込み締め切り4月10日(日)

定員になり次第、締め切ります



まえかわ きへい 喜平さん 講師

元文部科学事務次官 · 現代教育行政研究会代表

講師プロフィール

■1955年、奈良県生まれ。東京大学法学部卒業後、79年、文部省 (現・文部科学省)入省。文部大臣秘書官、初等中等教育局財務 課長、官房長、初等中等教育局長、文部科学審議官を経て2016 年文部科学事務次官。17年退官。

著書『イマドキ家族のリアル と未来―憲法カフェへよう こそ〈3〉憲法9条の陰でね らわれる24条』は水谷陽子 弁護士も共同執筆者として 参加しています!

第2部記念講演 Zoom ウェビナー配信の申込について

ホームページもしくは右のQRコードからお申込ください。

HP:https://www.nagoyalaw.com/ 名古屋法律事務所 | 検索



お申込みフォームには以下の事項を記載してください

- ①氏名(漢字・フルネーム) ▶原則 1 名ごとのお申込みです。団体名義でのお申込みはご遠慮ください。
- ②メールアドレス♪ご記載いただいたメールアドレスに、当会からZoomの参加リンクを事前に送信いたします。 お間違いのないようにご記載ください。
- ※上記の記載事項がない場合や申込期限後のお申込みは無効とさせていただく場合がございます。ご了承ください。 3電話番号

※ご提供いただいた個人情報は、適切に管理し、本企画及び今後の行事のご案内以外には利用いたしません。

お申し込み期限:4月10日(日)/定員100名になり次第締切ります/動画をアップロードする等の二次配信は固くお断り致します。

友の会総会

完全予約制

第40回 名古屋法律事務所友の会総会

- ■と き/4月23日(土)
- ■ところ/ウインクあいち
- ●記念講演 「ホントに『憲法』かえちゃっていいの?」 前川喜平さん(元文部科学事務次官)

※詳しくは11頁をご覧ください。

ゴルフ愛好会

ゴルフコンペのお知らせ

- ■と き/4月予定
- **■**ところ/パインズゴルフクラブ

※参加ご希望の方は、事務局・榊山までお問い合わせください。 TEL:052-451-7746

ご相談受付

要予約

電話・オンライン法律相談のご案内

名古屋法律事務所は、対面でのご相談の他にも、お電話やビデオ会議ソフトウェア Zoomを用いたオンライン相談も行っております。

非対面型のご相談方式ですので、コロナ対策のみならず、県外など遠隔地からのご相談としてもご利用いただけます。 ご予約は、お電話、ホームページからお問い合わせください。

ご自宅にいながら、弁護士に電話や Zoomを使用したオンライン相談が可能です。 そもそも弁護士に依頼すべき?とお悩みの方も お気軽にどうぞ。



この地に根ざして40年。あなたに身近な法律事務所









■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。 愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子 弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治 弁護士 酒井 寛

弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治 弁護士 酒井 寛 弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩 弁護士 水谷 陽子

名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史 税理士 小鹿 啓子

■弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所/名古屋法律事務所友の会TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所 TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

■税理士法人 なごや経理

TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748



40年間ご支援くださいました幹事・会員のみなさま、地域・関係者のみなさま、改めて御礼申し上げます。モノクロ6頁ではじまったあらくさ。今回のリニューアル・コンセプトは「多くの方の目にとまるデザインと興味を引くコンテンツ」。表紙タイトルも初のローマ字表記になりおしゃれ感が増した一方で、従来の表記も残しました。「ここに創刊時のあらくさ(荒草)の理念をしっかり受けとめ、次の世代に広げたいという私たちの意思を込めました。「母なる大地に、しっかりと根をおろし、踏みつけられても、けとばされても、たくましく生き続ける。(創刊号5頁「あらくさ考」より)」

ホームページ http://www.nagoyalaw.com Eメール info@nagoyalaw.com

12月29日(水)~1月4日(火)は、年末年始のため事務所を休業させていただきます。

編集後記